

防犯パトロールの手引き

第1 防犯パトロールの目的

- 犯罪・事故の未然防止
- 地域のみなさんの安全に対する関心を高める
- 地域の犯罪抑止機能の向上

第2 青色防犯パトロールの考え方

1 ボランティア活動としてのパトロール

- 自主的に行うものであり、特別な権限が与えられているわけではありません。
- 道路交通法等の法令を守り、安全運転に心掛けてください。

2 パトロールはできる範囲で

- 必ず二人以上で計画的に実施してください。
- パトロール中であるとよくわかる服装で、筆記用具や懐中電灯などを携行して実施してください。

3 報告連絡

- 実施前・後は、代表者に連絡をしてください。
- パトロール中に気付いた点は、記録に努め、次回のパトロールの参考にしてください。



第3 パトロールを始める前に

1 計画の策定

犯罪の発生状況や通学路などを考えたパトロールコースや時間を設定するほか、無理なく継続してできる計画を立ててください。

2 効果的なパトロール

- 住民に対して積極的な声掛けを行きましょう。
- 通学路や雑踏場所での駐留警戒を取り入れてください。
- 活動状況を記録し、警察や自治体への報告に活用してください。

3 服装・携行品

- 腕章、たすき、ジャンパーなどにより、住民の方々にパトロール実施中であることをわかるようにしてください。
- 実施者証を必ず携行してください。

(実施者証の紛失・盗難防止に配慮して大切に保管してください。)



第4 犯罪情報など実施地域の状況確認を

犯罪や事故の発生状況や危険箇所などの状況を予め警察署(交番・駐在所)で確認しておく効果的です。

※ 岐阜県警察では、

各市町村別の犯罪情勢
子どもへの声掛け事案
つきまとい事案

などの情報を安全・安心メールやtwitter

(<https://twitter.com/gpanzen>・アカウント名「@gpanzen」)で逐次発信しています。



安全・安心メール
QRコード

第5 パトロールに関する留意事項

1 主な目的は「犯罪の未然防止」

目に付くパトロールを心掛け、犯罪の未然防止を目指しましょう。

2 交通事故防止

- 交通事故に注意し、安全運転に心掛けましょう。
- 不審車両の追跡などの危険行為は絶対禁止。(車種やナンバーを控え、警察に連絡してください。)

3 プライバシーの遵守

パトロール中に知った他人のプライバシーは厳守してください。

4 無理な行為の禁止

注意や声掛けを行う未然防止活動であり、無理強いや他人への強制行為は禁止。

5 情報交換

警察署(交番・駐在所)や隊員間での情報交換に努めましょう。

6 表示

パトロール中を示す表示をしましょう。

(「パトロール実施中」など、地域の方々に示してください。)



第6 緊急事案などへの対応

1 犯罪や事件に遭遇又は目撃したとき

- 安全な距離を保ち、事故や怪我の無いようにしてください。
- 警察(消防)へ通報してください。

2 警察や病院などへの通報を求められた場合

- 当事者の安全を確保した上で、警察署、消防署へ連絡してください。

3 不審者の発見や通報を受けたとき

- 不審者を発見したときは、安全な距離を保ち、事故や怪我の無いようにしてください。
- 不審者の行動や特徴を確認し、警察に通報してください。
- 通報後は、警察の指示に従ってください。
- 不審者の通報を受けたときには、ボランティアによる防犯パトロールであることを明確に告げてください。